



福岡医発第 163 号 (地)

令和 6 年 4 月 12 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

クロバリマブ（遺伝子組換え）製剤の使用にあたっての留意事項について

標記の件につきまして、厚生労働省医薬局医薬品審査管理課より日本医師会及び福岡県保健医療介護部薬務課監視係を通じて別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

本件は、クロバリマブ（遺伝子組換え）製剤（販売名：ピアスカイ注 340mg。以下「本剤」という。）について、「発作性夜間ヘモグロビン尿症」を「効能又は効果」として承認されたことに伴い、製造販売業者による全症例の使用成績調査が承認条件として付されていること、また、髄膜炎菌感染症への特段の留意が求められており、発作性夜間ヘモグロビン尿症の診断、治療に精通し、本剤のリスク等についても十分に管理できる医師・医療機関のもとで、髄膜炎菌感染症の診断、治療に精通した医師との連携を取った上でのみ投与が行われること等について、ご留意いただくよう周知するものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご丁知いただくとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

医療安全管理担当理事 田中英二
会長 島田昇二郎

令和 6 年 3 月 3 1 日

都道府県医師会 担当理事 殿

公益社団法人日本医師会常任理事

宮 川 政 昭

（公印省略）

クロバリマブ（遺伝子組換え）製剤の使用にあたっての留意事項について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、厚生労働省医薬局医薬品審査管理課長より、各都道府県等衛生主管部（局）長宛に標記の通知が発出されるとともに、医薬品審査管理課より本会に対しても周知方依頼がありました。

本件は、クロバリマブ（遺伝子組換え）製剤（販売名：ピアスカイ注 340mg。以下「本剤」という。）について、「発作性夜間ヘモグロビン尿症」を「効能又は効果」として承認されたことに伴い、製造販売業者による全症例の使用成績調査が承認条件として付されていること、また、髄膜炎菌感染症への特段の留意が求められており、発作性夜間ヘモグロビン尿症の診断、治療に精通し、本剤のリスク等についても十分に管理できる医師・医療機関のもとで、髄膜炎菌感染症の診断、治療に精通した医師との連携を取った上でのみ投与が行われること等について、ご留意いただくよう依頼するものです。

つきましては、貴会におかれましても本件に関してご了知いただきますとともに、貴会管下関係医療機関等への周知方につきご高配賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

公印省略

5 薬 第 2 4 8 9 号
令和 6 年 3 月 2 8 日

公益社団法人福岡県医師会会長 殿

福岡県保健医療介護部長
(薬務課監視係)

クロバリマブ（遺伝子組換え）製剤の使用にあたっての留意事項に
ついて

このことについて、厚生労働省医薬局医薬品審査管理課長から別添のとおり
通知がありましたので、御了知の上、貴会会員に対して周知をお願いします。

事 務 連 絡
令和 6 年 3 月 26 日

各団体等 御中

厚生労働省医薬局医薬品審査管理課

クロバリマブ（遺伝子組換え）製剤の使用にあたっての留意事項について

今般、標記について、別添写しのとおり都道府県、保健所設置市及び特別区の衛生主管部（局）長宛て通知しましたので、御了知の上、関係者への周知方よろしく申し上げます。



医薬薬審発 0326 第 2 号
令和 6 年 3 月 26 日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right)$ 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬局医薬品審査管理課長
(公 印 省 略)

クロバリマブ（遺伝子組換え）製剤の使用にあたっての留意事項について

クロバリマブ（遺伝子組換え）製剤（販売名：ピアスカイ注 340 mg、以下「本剤」という。）については、本日、「発作性夜間ヘモグロビン尿症」が「効能又は効果」として承認されたところです。

本剤は、髄膜炎菌感染症の発症のリスクが高まることが懸念されることから、その使用にあたっては、特に下記の点について留意されるよう、貴管下の医療機関に対する周知をお願いします。

なお、本通知の写しについて、別記の関係団体宛てに連絡するので、念のため申し添えます。

記

1. 本剤の適正使用について

(1) 本剤については、承認に際し、製造販売業者による全症例を対象とした使用成績調査をその条件として付されている。

【承認条件】（電子化された添付文書抜粋）

1. 医薬品リスク管理計画を策定の上、適切に実施すること。
2. 国内での治験症例が極めて限られていることから、製造販売後、一定数の症例に係るデータが集積されるまでの間は、全症例を対象に使用成績調査を実施することにより、本剤使用患者の背景情報を把握するとともに、本剤の安全性及び有効性に関する

データを早期に収集し、本剤の適正使用に必要な措置を講じること。

3. 本剤の投与が、発作性夜間ヘモグロビン尿症の診断、治療に精通し、本剤のリスク等についても十分に管理できる医師・医療機関のもとで、髄膜炎菌感染症の診断、治療に精通した医師との連携を取った上でのみ行われるよう、製造販売にあたって必要な措置を講じること。

(2) 髄膜炎菌感染症に関する「警告」、「効能又は効果に関連する注意」は以下のとおりであるので、特段の留意をお願いしたい。なお、その他の使用上の注意については、電子化された添付文書を参照されたい。

【警告】（電子化された添付文書抜粋）

- ・ 本剤の投与により髄膜炎菌感染症を発症することがあり、死亡に至るおそれもあるため、以下の点に十分注意すること。
 - ・ 本剤の投与に際しては、髄膜炎菌感染症の初期徴候（発熱、頭痛、項部硬直等）に注意して観察を十分に行い、髄膜炎菌感染症が疑われた場合には、直ちに診察し、抗菌剤の投与等の適切な処置を行うこと。
 - ・ 原則として本剤投与前に髄膜炎菌に対するワクチンを接種すること。また、必要に応じて追加接種を考慮すること。
 - ・ 髄膜炎菌感染症は致命的な経過をたどることがあるので、緊急時に十分に措置できる医療施設及び医師のもとで、あるいは髄膜炎菌感染症の診断及び治療が可能な医療施設との連携下で投与すること。
 - ・ 髄膜炎菌感染症のリスクについて患者に説明し、当該感染症の初期徴候を確実に理解させ、当該感染症に関連する症状が発現した場合には、主治医に連絡するよう患者に注意を与えること。
- ・ 本剤は、発作性夜間ヘモグロビン尿症に十分な知識を持つ医師のもとで、治療上の有益性が危険性を上回ると判断される場合のみ投与すること。また、本剤投与開始に先立ち、本剤は疾病を完治させる薬剤ではないことを含め、本剤の有効性及び危険性を患者又はその介助者に十分説明し、同意を得てから投与すること。

【効能又は効果に関連する注意】（電子化された添付文書抜粋）

- ・ 本剤は、補体 C5 の開裂を阻害し、終末補体複合体 C5b-9 の生成を抑制すると考えられるため、髄膜炎菌をはじめとする莢膜形成

細菌による感染症を発症しやすくなる可能性があることから、本剤の有効性及び安全性を十分に理解した上で、本剤投与の是非を慎重に検討し、適切な対象患者に使用すること。原則として本剤投与開始の少なくとも 2 週間前までに髄膜炎菌に対するワクチンを接種すること。

2. 医療機関における適正使用に関する周知事項について

本剤については、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 79 条に基づき、承認取得者である製造販売業者に対し、「製造販売後、一定数の症例に係るデータが集積されるまでの間は、全症例を対象に使用成績調査を実施する」よう義務付けたので、その調査の実施にご協力願いたい。

別記

公益社団法人 日本医師会

一般社団法人 日本血液学会

中外製薬株式会社

独立行政法人 医薬品医療機器総合機構

各地方厚生局